

武藏野市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画策定委員会傍聴要領（案）

（目的）

第 1 条 この要領は、武藏野市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画策定委員会設置要綱（令和 2 年 5 月 1 日施行）の規定に基づき設置した武藏野市高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることとする。

（会議の公開原則）

第 2 条 委員会の会議は、公開する。ただし、会議を非公開とする委員会の議決があったときは、この限りでない。

（傍聴人の定員）

第 3 条 傍聴の受付は先着順とし、定員は 20 名を超えないこととし、会場の広さ等により委員会に支障のない範囲内とする。

（傍聴の手続き）

第 4 条 委員会を傍聴しようとする者は、会議当日、所定の場所で、傍聴人受付簿に氏名及び住所を記入しなければならない。

（傍聴人の守るべき事項）

第 5 条 傍聴人は、用意された席で、静粛に良識ある態度で傍聴しなければならない。なお、会議の進行を行う者から、特に求められた場合を除いて、発言はできない。

（撮影及び録音）

第 6 条 傍聴人は、傍聴席において写真等の撮影や、録音等を行ってはならない。ただし、委員会において特に認められた者は、この限りではない。

（意見の提出）

第 7 条 傍聴人は、委員会の終了後、所定の様式により意見を提出することができる。

（係員の指示）

第 8 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第 9 条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会議の進行を行う者はこれを制止し、その命令に従わないときは、委員会に諮ってこれを退場させることができる。

付 則

この要領は、令和 2 年 5 月 11 日から施行する。